

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和7年2月受付分

1 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

2 商号又は名称等

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許 可 番 号	取消処分に係る 建設業の種類	許可の取消処分 年月日
(全部廃業)					
(株)ミズタ	梶原 浩	日田市豆田町13-1	大分県知事許可 (般-2)第14719号	全部廃業 土木事業 とび・土工事業	令和7年2月4日
東栄建設工業(株)	佐藤 正行	大分市大字羽田47-1	大分県知事許可 (般-2)第9281号	全部廃業 土木事業 とび・土工事業 石工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	令和7年2月14日
(一部廃業)					
(株)協栄サービス	田中 実也	大分市大字下郡字千鳥3231-21	大分県知事許可 (般-4)第5912号	一部廃業 電気工事業	令和7年2月4日
(株)匠研工業	鹿田 研二	大分市賀来南1-1-3	大分県知事許可 (般-4)第13343号	一部廃業 土木事業 とび・土工事業 水道施設工事業	令和7年2月4日